

寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則新旧対照表

現行		改正案																																																					
<p>～略～</p> <p>(傷病見舞金の額)</p> <p>第3条 条例第7条に規定する傷病見舞金の額は、別表に定める傷病の区分に応じた</p> <hr/> <p>額とする。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第3条関係)</p>		<p>～略～</p> <p>(傷病見舞金の額)</p> <p>第3条 条例第7条に規定する傷病見舞金の額は、別表の左欄に掲げる傷病の区分に応じ、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる額とする。</p> <p>～略～</p> <p>別表(第3条関係)</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">傷病の区分</th> <th>傷病見舞金の額</th> </tr> <tr> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院4か月以上の傷病</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>入院3か月以上4か月未満の傷病</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>入院2か月以上3か月未満の傷病</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>入院1か月以上2か月未満の傷病</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>入院2週間以上1か月未満の傷病</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>入院1週間以上2週間未満の傷病</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>入院1週間未満の傷病</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>療養4か月以上の傷病</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>療養3か月以上4か月未満の傷病</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>療養2か月以上3か月未満の傷病</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>療養1か月以上2か月未満の傷病</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>療養2週間以上1か月未満の傷病</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>療養1週間以上2週間未満の傷病</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>療養1週間未満の傷病</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		傷病の区分	傷病見舞金の額	額	入院4か月以上の傷病	200,000円	入院3か月以上4か月未満の傷病	150,000円	入院2か月以上3か月未満の傷病	100,000円	入院1か月以上2か月未満の傷病	60,000円	入院2週間以上1か月未満の傷病	30,000円	入院1週間以上2週間未満の傷病	20,000円	入院1週間未満の傷病	10,000円	療養4か月以上の傷病	100,000円	療養3か月以上4か月未満の傷病	60,000円	療養2か月以上3か月未満の傷病	40,000円	療養1か月以上2か月未満の傷病	20,000円	療養2週間以上1か月未満の傷病	10,000円	療養1週間以上2週間未満の傷病	6,000円	療養1週間未満の傷病	4,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">傷病の区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>公務上の災害</th> <th>通勤による災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養120日以上 上の傷病</td> <td>120,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>療養90日以上 120日未満の 傷病</td> <td>70,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>療養60日以上 90日未満の傷 病</td> <td>50,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>療養30日以上 60日未満の傷 病</td> <td>25,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>療養15日以上 30日未満の傷 病</td> <td>12,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>			傷病の区分	金額		公務上の災害	通勤による災害	療養120日以上 上の傷病	120,000円	80,000円	療養90日以上 120日未満の 傷病	70,000円	50,000円	療養60日以上 90日未満の傷 病	50,000円	30,000円	療養30日以上 60日未満の傷 病	25,000円	15,000円	療養15日以上 30日未満の傷 病	12,000円	8,000円
傷病の区分	傷病見舞金の額																																																						
	額																																																						
入院4か月以上の傷病	200,000円																																																						
入院3か月以上4か月未満の傷病	150,000円																																																						
入院2か月以上3か月未満の傷病	100,000円																																																						
入院1か月以上2か月未満の傷病	60,000円																																																						
入院2週間以上1か月未満の傷病	30,000円																																																						
入院1週間以上2週間未満の傷病	20,000円																																																						
入院1週間未満の傷病	10,000円																																																						
療養4か月以上の傷病	100,000円																																																						
療養3か月以上4か月未満の傷病	60,000円																																																						
療養2か月以上3か月未満の傷病	40,000円																																																						
療養1か月以上2か月未満の傷病	20,000円																																																						
療養2週間以上1か月未満の傷病	10,000円																																																						
療養1週間以上2週間未満の傷病	6,000円																																																						
療養1週間未満の傷病	4,000円																																																						
傷病の区分	金額																																																						
	公務上の災害	通勤による災害																																																					
療養120日以上 上の傷病	120,000円	80,000円																																																					
療養90日以上 120日未満の 傷病	70,000円	50,000円																																																					
療養60日以上 90日未満の傷 病	50,000円	30,000円																																																					
療養30日以上 60日未満の傷 病	25,000円	15,000円																																																					
療養15日以上 30日未満の傷 病	12,000円	8,000円																																																					
<p>備考 入院と療養の期間が、この表の双方に該当する場合には、その合算額とする。</p> <p>～略～</p>		<p>～略～</p>																																																					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町職員公務災害等見舞金条例施行規則(以下「新規則」という。)第3条及び別表の規定は、新規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害に係る傷病見舞金について適用し、施行日前に係るものについては、なお従前の例による。